

令和5年度 新入生 高等学校等就学支援金の手続きについて

就学支援金とは、授業料に充てるために国から支給される**返済不要**の支援金です。

就学支援金は申請をしなければ受給できません。必ず全員手続きを行ってください。

今年度から申請方法がオンライン申請へ移行します。

■支給要件

保護者等（親権者全員）の令和4年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」が304,200円未満であること。

■支給金額

| 市町村民税の課税標準額×6% －市町村民税の調整控除の額 | 支給金額 | 支給区分 |
|---------------------------------|------------------------|------|
| 304,200円以上 | 0円/月（支給なし） | 所得制限 |
| 154,500円～304,200円未満 | 9,900円/月（年額11万8,800円） | 加算なし |
| 0円～154,500円未満 | 33,000円/月（年額39万6,000円） | 加算あり |

■申請手続きについて

今年度から申請方法がオンライン申請へ移行します。お手持ちのパソコンやスマートフォンで申請可能です。

支給要件への該当の有無にかかわらず、必ず全員手続きを行ってください。

オンライン申請の手続きは4月から受け付けます。入学式の日、申請時に必要なID・パスワードと申請方法の詳細についての案内を配布します。

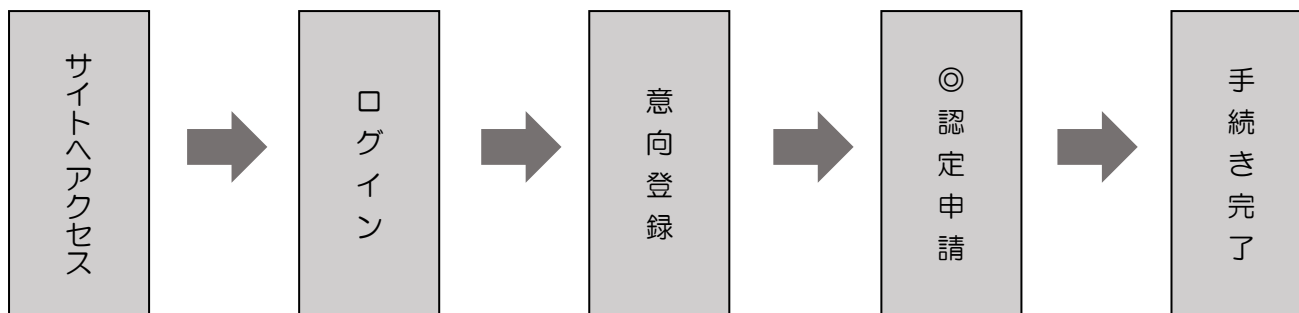
入学式前には申請ができません。

※奨学生で授業料を支払わない方も、その他の減免や奨学給付金等に該当することがあります。よって入学時は全員に申請をお願いしております。（就学支援金を受給していることが、奨学給付金の受給の条件に含まれます。）

※高等学校等就学支援金は、マイナンバーに基づき、保護者の地方税情報を確認したうえで、支援の対象となる生徒を決定します。市町村民税が未申告の場合は、地方税情報の確認ができないため、税の申告後に改めて課税証明書等を提出していただく場合があります。また、就学支援金の支給遅れの原因にもなりますので、**税の申告が済んでいない場合は、必ず事前に申告手続きを行っていただくようお願いします。**

■申請手続きの流れ

入学時の申請手続きの流れは以下の通りです。



◎認定申請では、保護者のマイナンバーや住所等の情報を入力します。

■1年生の就学支援金手続きの年間スケジュール（予定）

1年生は、就学支援金の手続きが1年間に2回あります。

1回目・・・4月～6月分の手続き 2回目・・・7月～翌年6月分の手続き

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------|---------------------------|----|-----------------|-------------------|----|----|-----|--------------|-----|----|----|----|
| 保護者 | 1回目の申請 (4/11～) | | | 2回目の申請 (7月初旬～) | | | | | | | | |
| 学校からの通知 | 1回目の申請 依頼の案内 (4/11) | | 2回目の申請 依頼の案内 | 1回目の 結果通知 | | | | 2回目の 結果通知 | | | | |

お問い合わせ先

慶誠高等学校 事務 就学支援金担当

(電話) 096-366-0128